

京都市告示第585号

京都市上京区福島町の一部、尼ヶ崎横町の一部、十四軒町の一部、坤高町の一部、山本町の一部、西辰巳町の一部、東辰巳町、南清水町の一部、西天秤町の一部、東天秤町の一部、一町目の一部、浮田町の一部、小山町の一部、稲葉町の一部、七番町の一部、清元町の一部、家永町の一部及び高台院町の一部及び中京区聚楽廻東町の一部の土地について、国土調査法による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供します。

令和 3年 2月26日

京都市長 門川 大作

1 地図及び簿冊の名称

京都市上京区の福島町の一部、尼ヶ崎横町の一部、十四軒町の一部、坤高町の一部、山本町の一部、西辰巳町の一部、東辰巳町、南清水町の一部、西天秤町の一部、東天秤町の一部、一町目の一部、浮田町の一部、小山町の一部、稲葉町の一部、七番町の一部、清元町の一部、家永町の一部及び高台院町の一部及び中京区聚楽廻東町の一部の土地地籍図原図及び地籍簿案

2 閲覧期間

令和3年2月27日から同年3月18日まで

3 閲覧場所及び時間

場 所	期 間	受付時間
二条城北小学校会議室 京都市上京区浄福寺 通下立売下る中務町 487番地	令和3年2月27日、28日	午前10時00分から 午前11時30分まで 午後1時00分から 午後3時00分まで

場 所	期 間	受付時間
元教業小学校 北校舎3階 1教室 京都市中京区大宮通 御池下る 三坊大宮町121番地 の2	令和3年3月1日から 5日まで, 8日から12日まで, 15日から18日まで	午前10時00分から 午前11時30分まで 午後1時00分から 午後3時00分まで

- 4 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、京都市長に対し、訂正の申出をすることができます。
- 5 誤り等の申出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参してください。
- 6 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

(行財政局資産活用推進室)